

審議会等議事概要

令和3年度 第1回滝川市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

日 時	令和3年7月9日（金）15:28～16:40
開催場所	滝川市役所 8階 大会議室
出席者	委 員：吉澤淳委員、佐藤信太郎委員、今野栄司委員、齊藤秀希委員、加藤達也委員、 岩城之泰委員、澤田忠信委員 会 長：田中教育長 事務局：橋本指導参事、佐藤課長、高橋課長補佐、佐藤主査、中谷主事
議 事	<p>1 開 会 進行：佐藤課長</p> <p>2 教育長挨拶 田中教育長 ・最近リモート会議が多いですが、今回は新型コロナウイルス感染対策に配慮し、一堂に会した会議を行います。委員の皆様には、それぞれの立場でご協力をいただいております。改めて感謝申し上げます。先日、旭川市で重大事態が発生した報道があり、再度いじめ防止や対策の重要性を認識しました。各市町村でいじめ防止や対策について取り組んでおりますが、いじめ対策の難しさや複雑さ、奥の深さを感じております。特に、SNSを介したインターネット上のいじめや新型コロナウイルス感染症での差別問題が社会問題化しております。本協議会では、いじめが起こらない環境を作る、すなわち未然防止という観点から委員の皆様と連携を深めることを目的としております。関係各所の専門的な見地からご意見をいただき、情報共有を図りながら、本協議会の役割を果たしてまいりたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>3 委員紹介 事務局より委員の紹介</p> <p>4 議 題 進行：会長 (1) 報 告 ①滝川市いじめ問題対策連絡協議会の組織等の概要について ②小・中学校のいじめ問題等の現状について ①～②について、佐藤主査より報告 質疑応答等 委員) ・新型コロナウイルス罹患者への差別が問題となっており、転居を余儀なくされ</p>

るという事案もございます。滝川市の学校でも新型コロナウイルス罹患者が出ておりますが、その後関係している児童生徒に対する差別やいじめはないでしょうか。

事務局)

- ・各学校において、先生の指導をはじめ、児童会や生徒会が中心となり児童生徒主体の取組を進めております。新型コロナウイルスによる差別や誹謗中傷を無くすという取組の成果もあり、新型コロナウイルスに関するいじめの報告はございません。

(2) 協 議

①いじめ防止対策に関わる関係機関・団体の連携について

②その他

①について、佐藤主査より説明

質疑応答等

委員)

- ・子どもたちの新型コロナウイルスへの意識は、滝川市だけでなくほとんどの学校で昨年度から変わっております。先生方が、道徳など様々な場面で子どもたちに指導を行い、新型コロナウイルスに感染しても悪いことではないという意識になっております。感染した子どもがいる学校では、学年閉鎖や担任がしっかりと指導を行い、いじめにつながっていないと考えております。

いじめの定義につきまして、昭和 61 年に確立し、自分より弱い者に対して、一方的に身体的及び心理的な攻撃を継続的に行うことで、相手が嫌な思いをすることとしておりました。平成 18 年には、「自分より弱い者に対して、一方的に」から「一定の人間関係にある者から」に変わりました。今日までいじめていた子どもが、いきなりいじめられる子どもに変わる時代です。継続的ではなく、一度でも嫌な思いをしたらいじめという考え方になっております。また、平成 25 年には、携帯電話の普及からインターネットを通して行われるものいじめに含むようになりました。

いじめアンケートについて、積極的に子どもの声を聞くようにしております。一度でも友達に悪口を言われたり、蹴られたりなどすべて把握し、聞き取りを行っております。この 5 年間で、メールや無料通信アプリ（SNS 等）で悪口を書かれたり、仲間外れにされたりしたことがあるという項目が増えました。いじめの質が変わっており、学校としても、一回の事案でもいじめかどうかを聞き取るようにしております。二回三回と回数が増えることがいじめの種になります。学校で一番大切なことは、未然防止及び予兆の早期発見、早期対応です。本学校でも、43 件挙がっていましたが、先生方が休み時間などで聞き取り、解決及び指導を行い、今年度前期は認知 0 件となりました。小さな芽を摘むことがいじめアンケートの主旨だと考えております。

児童会について、みんなが仲良くするにはどうすればいいか、いじめのない学校にするにはどうしたらいいかを目的に活動しております。玄関には、みんなが元気に仲良くなったりする言葉を書いて貼る取組をしております。仲良くしよう、みんな頑張ろうね、ありがとうなどの言葉が貼られております。子どもたちが進んで行う取組が学校を明るくしていると思います。他にも、挨拶運動や全校で遊ぶなど、全校児童で活動することがいじめをなくす活動として行っております。

委員)

- ・滝川警察署において、今年はいじめの認知はありません。全道において、警察署に寄せられたいじめの相談は、今年6月末までで37件あり、小・中・高校生の割合はほぼ均等でした。その中でSNSによるいじめは14件あり、LINEやInstagramで悪口を書かれるなどの内容でした。現在学生が使用しているアプリは、主にLINE及びInstagramであり、最近ではTikTokが流行っております。LINEでのいじめは、悪口を書かれることが多いですが、無視やグループから強制退出させられたり、いじめられている子どもが発言をした途端にグループから退出したりすることなどもございます。TwitterやFacebookでのいじめは、勝手にアカウントを作成して個人情報を公開したり、コラ画像を作成して友達同士で拡散したりしております。パソコン及びインターネットの操作について、大人よりも子どもの方が使い慣れております。小・中学生がコンピュータウイルスを作り、感染させて不正アクセスさせることができます。

全道でいじめにつながるようなインターネットトラブルの多くは、児童ポルノ画像です。内容としては、LINEなどのSNSやオンラインゲームで知り合った人と仲良くなり、相手に画像を要求されて送ってしまい、その後も相手から拡散すると脅かされています。複数回画像を送る中で、親に見つかり警察に相談するケースが多いです。次に多いのは、同様にSNS及びオンラインゲームで仲良くなった相手との援助交際です。インターネット関係のトラブルは、女児が被害に遭うことが多く、潜在化しやすいです。

また、昨年度の実例として、中学生がFacebookで知り合った相手に電話番号を教えてしまい、キャリア決済に悪用されてしまったことがありました。その中学生が在籍する学校では、同じような被害が20件ほどあり、いじめとの関連も視野に入れ捜査しましたが、犯人は中学生になりすました、千葉県に住む成人男性でした。オンラインゲームのトラブルも多く、小・中学生やその親からの相談があります。友達間でID及びパスワードを教えてしまい、乗っ取られてしまう被害や親のクレジットカードを使用し、十数万円の課金をしてしまう被害もあります。人気のオンラインゲームは、すべてチャット機能があり、インターネットでつながった相手とチャットや通話ができちゃいます。どのトラブルでも事態が大きくなってからの相談が多く、子どもたちは、いじめられていることが恥ずかしい、自分がダメな子どもだと思われてしま

う、相談するのは自分のプライドが許さない、子ども間の問題に大人を出すのは卑怯、我慢していればいつか終わる、親に心配をかけたくないといった様々な理由から相談できずにいます。いじめの噂や兆候を発見した際には、大きな事態になってしまう前に連絡をしていただきたいと思います。

委員)

- ・中学生人権作文コンテストは、例年、中空知では500件前後応募がありますが、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止しております。法務局は、職員及び来庁者が札幌方面を往来しており、感染リスクの関係で、昨年度の接触型の活動を中止し、今年度も同様に活動を控えております。今年度は、人権作文コンテストを実施したいと考え、活動の中にはいじめに関する意見について寄せられることがあり、積極的に調査しております。人権作文コンテストは、いろいろな機関で行っており、多くの方に参加していただきにくいです。多くの方に参加していただくようにPRしていただきたいです。

次に、小学生を対象とした子どもの人権SOSミニレターについて、子どもがミニレターを法務局に直送します。幅広い内容で寄せられますが、中空知全体の数は多くなく、月3件程度、年間40から50件程度寄せられています。今年度も行っており、滝川市内はまだ寄せられておりません。管内ではいじめを訴える子どもがおり、本人には守秘義務は守ると伝えておりますが、学校には情報提供をし、審判事件として立件するか判断します。現段階ではいじめと認知した事案はございません。また、幼稚園で平成10年頃から開始した指人形劇は、この二年間は中止しております。各学校を訪れて行う人権教室は、人権擁護委員が中心で運営しております。人権擁護委員には高齢者の方が多く、重篤化しやすいためなかなか人権教室が行えませんでした。今年度の申し込みは中空知全体で25校、滝川市内の申し込みが6校ございました。夏以降開始していく予定です。子どもの人権SOSミニレターでは、昨年度及び今年度でいじめの報告はございません。いじめ対策ネットワークを新たに設置しましたが、そこでの報告もございません。

委員)

- ・様々な分野から子どもたちの安心・安全な教育を支えていただき、非常に感謝しております。一人の保護者としていじめ問題について考えた際に、子どもたちが学校生活の中で心に傷を負い、将来的にマイナスな方向に響かないことが望ましいと思います。本会議に参加するという事で、娘といじめについて話をしました。娘はいろいろな意見を出し、一人ひとりがいじめに対して意識を持つことが大切ではないか、人は人で自分は自分と考えることが重要ではないかなど話しておりました。先生と児童生徒が、いじめに対する意識を共通化することが必要だと考えます。衛生的な部分で、冷やかしからいじめに発展することがあります。本質的に何が大切なのかという教育を、学校だけでなく家庭でも継続的に行う必要があると思います。

今年度の滝川市PTA連合会では、インターネットは有益な情報源として活用

できる反面、子どもが得ると悪影響な情報があり、利用は保護者の理解と家庭でのルールを作り遵守するように宣言しております。11月には研究大会が控えており、滝川市PTA連合会では、オンラインでの開催を予定しております。現在は講師の絞り込みの段階で、SNSの適正使用及び子育てやコミュニケーションの二本立てで考えております。保護者といたしましては、子どもが傷を作らないような学校生活を送ることを願っており、皆様のご協力をお願いしたいです。

委員)

- ・民生委員及び児童委員につきましては、直接子どもと関わってきます。年度当初に各学校訪問をし、校長及び教頭が同席している中で抱えている問題点を聞きながら相談に乗ります。しかし、どの学校を訪問してもいじめや問題はないと言われるため、滝川市ではいじめや不登校などの問題はないと押さえております。しかし、昨年度2回目のいじめアンケートの集計には、いじめの認知は少ないですが、嫌な思いをしていると回答した児童生徒は166名おり、見たことがあると回答した児童生徒は442名おります。会議の中で数字が出てきておりますが、各学校ではどのように対応しているのでしょうか。集計の数字に波があり、押さえ方がわかりませんので、対応や協力体制の希望を掘り下げてもらえると、民生委員及び児童委員の関わり方も変わると考えます。本会議の場では詳しく実態を知らせていただけないでしょうか。

会長)

- ・学校がどのように取り組み、嫌な思いをしていると回答した件数からいじめの認知件数に変化したのかを教えてください。また、民生委員等の立場との関係を補填すべきだと思います。

事務局)

- ・昨年度2回目のいじめアンケートでは、嫌な思いをしている児童生徒は100名以上おりましたが、各学校において回答した児童生徒を中心に深く話を聞き、校内のいじめ対策組織でいじめの認知をするかどうかを決めます。昨年度は、そのうちの4件が認知に至りました。それ以外は、いじめとして認知しておりません。各学校での取組がしっかりとしているため、100件以上回答がありましたが、いじめの認知件数は少なくなっております。

会長)

- ・何をもっていじめの認知としているのでしょうか。校内のいじめ対策組織で様々な取組をされており、潜在的にあるものは全て個別に対応しているため認知件数が少ないです。学校訪問でどのような相談をしていいのかははっきりしていないところがあるように思えます。

事務局)

- ・年2回のいじめアンケートにつきましては、担任だけで対応しておりません。生徒指導部及び校内のいじめ対策組織でいじめと認知するか、どのように指導するかを検討します。認知しなかったとしても事実関係を確認し、しっかり

対応しております。嫌な思いをしている児童生徒の件数が100件以上あることについて、いじめの認知件数がここ数年で急激に増えておりますが、力関係や継続性など関係なく認知していることが要因です。早期発見・対応をし、深刻ないじめに発展することを未然に防ぐため、今まではトラブルや喧嘩だと考えていたものも、いじめと認知しているため数字が多くなっております。滝川市においても、各学校が積極的な認知を行うためにいじめアンケートを活用しております。一つ一つの事案に対し、丁寧に対応することが重要です。また、民生委員及び児童委員に協力をお願いするのは、なかなか難しいところです。家庭が絡むなどの複雑な問題に対して、地域や外部の協力をお願いし、解決に向かっていきたいと思っております。

委員)

- ・学校で困った際、法務局にも問い合わせください。法務局がいじめを扱っているのは、いじめ対策防止法の関係であり、いじめの定義もよく存じております。いじめを未然に防ぐことは、学校の責務です。法務局は、学校が児童生徒に対して適切な対応をしないと法律に違反していると判断します。学校が適切な対応をしていれば、学校側に侵犯性はないと言えます。たくさんの事案があることでわからないことが多くなると思いますが、法務局に問い合わせいただければ、滝川市以外にも札幌市や東京都と連携を取り、公立な判断を仰ぐことができます。

委員)

- ・いじめの境界線あるいは定義は、一つにできるものではありません。漠然とした認識の中で、いじめアンケートを取っていると思っております。事案に対して、児童生徒と大人との認識の違いが多く見られます。組織の連携を強めてはおりますが、良い方向へ向かっているのでしょうか。いじめアンケートをどう捉えるのか、今一度深める必要があると思っております。

委員)

- ・様々な案件に対応していますが、虐待や育児放棄が多いです。岩見沢市の家庭児童相談所及び担任、滝川市こども発達支援センターの担当者と会議を行っております。学校でいじめに発展する一つの要因の例として、子どもの発達やコミュニケーションの問題で友達関係がうまくいかないことが挙げられます。また、親が身の回りの世話を怠る場合もございます。お風呂に入れず臭いがしたり、服装がだらしなかつたりする子どもは、周りの子どもたちは嫌がる場面もあります。現在は、各学校で先生方が周りの子どもや当該児童生徒に対する配慮を適切に行っているため、いじめに発展していないと思っております。引き続き学校では、いじめにならないように対応をお願いしたいです。様々なケースが考えられるため、協力をお願いいたします。

委員)

- ・コロナ禍で、なかなか学校訪問ができておりません。登下校時の子どもたちに、「こんにちは」「おかえり」といった挨拶の声かけを徹底して行おうとし

ております。不審者情報の多い地域で、放課後下校時、低学年を中心に見守り活動を今月から月4回2名体制で行う予定です。個別の町内会で行い、子どもの健全育成に必要な声かけもしていきたいと考えます。町内会連合会全体としては、深く掘り下げて活動の中身を検討しておりませんが、16日に理事会及び部会が開かれ、活動の具体化を図る予定です。子どものいじめ問題について、担当部会に話し、議論を進めていきたいと思ひます。

②その他

特になし

5 次回の会議開催

予定日：令和4年1月28日（金）15：30～

次回の会議の報告内容について、佐藤課長から説明

6 連絡事項

- ・会議録の公表について

7 閉 会

会議資料

会議次第